

県立高等学校等 1 人 1 台端末購入支援事業給付金支給要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、県立高等学校等の入学時に必要となる経費について、経済的に余裕のない世帯の負担軽減を図るため、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が予算の範囲内で「県立高等学校等 1 人 1 台端末購入支援事業給付金」（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等のうち第 1 号に規定する高等学校及び第 3 号に規定する特別支援学校の高等部並びに高等学校専攻科
- (2) 高校生等 法第 3 条に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定。以下「専攻科修学支援交付要綱」という。）による補助金の交付を受ける資格を有する者
- (3) 保護者等 法第 3 条第 2 項第 3 号及び同法施行令（平成 22 年政令第 122 号）第 1 条第 1 項並びに同法施行規則（平成 22 年 文部科学省令第 13 号）第 2 条第 2 項に規定する保護者等。ただし、高等学校専攻科に通う生徒については、専攻科修学支援交付要綱第 3 条第 1 項第 4 号に規定する保護者等

(支給対象者)

第 3 条 給付金の支給対象は、支給年度に山梨県内の県立の高等学校等の 1 年次に入学をした高校生等の保護者等であって、支給年度の 4 月 1 日において、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯であること。
- (2) 山梨県内に住所を有すること。

(支給対象経費及び支給額)

第 4 条 支給対象経費及び支給額は、高校生等 1 人当たり別表に定めるところによる。

- 2 端末（高校生等が授業で使用する学習用コンピュータをいう。以下同じ）の購入に対し別の制度により補助金等の交付を受けられる場合は、対象経費から当該補助金等の額を除くものとする。

(受給資格の認定及び支給の決定)

第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等は、申請書（第1号様式）に次の各号の書類を添えて、学校長が定める日までに、学校長に提出しなければならない。

- (1) 端末購入の領収書及び受給資格の認定に関する書類（第2号様式）
- (2) 口座振込依頼書（第3号様式）
- (3) その他、教育長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する受給資格の認定に関する書類は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書の写し又は保護者等全員の支給年度の前年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類（前年度の市町村民税・道府県民税課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書、納税通知書等で写しも可）とする。ただし、全ての親権者に対し就学に要する経費の負担を求めることが困難で、他に生計維持者が存在せず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない未成年の高校生等にあつては、給付金の受給に際しての申立書をもって、認定に関する書類に代えることができる。

3 保護者等が、山梨県公立学校等高等学校等入学準備サポート事業給付金を申請しており、その認定結果をもって本事業の認定を希望する場合には、前2項に規定する受給資格の認定に関する書類の提出は要しないものとする。

4 学校長は、保護者等から申請書の提出があつたときは、その記載事項及び添付書類について審査を行い、受給資格認定申請者一覧表（第4号様式）を添えて、教育長が定める期日までに、県教育委員会に提出しなければならない。

5 教育長は、第1項の申請があつたときは、審査の上、受給資格の認定又は不認定を決定し、申請のあつた保護者等（以下「申請者」という。）に対し、支給決定通知書（第5号様式）又は不支給決定通知書（第6号様式）により、学校長を通じて申請者に対し通知するものとする。

(給付の回数)

第6条 この給付金の給付の回数は、一人の高校生等につき、高等学校等の入学後36月が経過するまでの期間において1回のみとする。

(支給の方法)

第7条 学校長は、給付金の支給が決定したときは、申請者に対し速やかに支給するものとする。

2 支給は、原則として申請者の指定する預金口座等に口座振込の方法により行うものとする。

(支給の決定の取り消し等)

第8条 教育長は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。

とする。

2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、教育長が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この要領に規定する事務を取り扱う者は、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生等及び保護者等のプライバシーの保護に配慮するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	支給額
県教育委員会が示す機能以上の性能を有する高等学校等の授業で使用するための端末の購入に要した経費（高等学校等の入学生を対象に県教育委員会が紹介する端末購入サイトの販売価格を上限とする。）	県教育委員会が指定する金額以内